

【参考】

1. 保育施策検討特別委員会委員（敬称略）

◎伊東 安男	全保協・副会長（建昌保育園園長）
椎名 英夫	全保協・協議員（光町保育園園長）
西田 泰明	全保協・副会長（わかば保育園園長）
菊池 繁信	全保協・副会長（吹田みどり福祉会理事長）
森田 信司	全保協・協議員（若江保育園園長）
上村 初美	全保協・常任協議員（全国保育士会副会長／ 砂山保育園主任保育士）
柏女 霊峰	淑徳大学教授
吉田 正幸	(有)遊育・発行人

◎：座長

2. 保育施策検討特別委員会開催経過

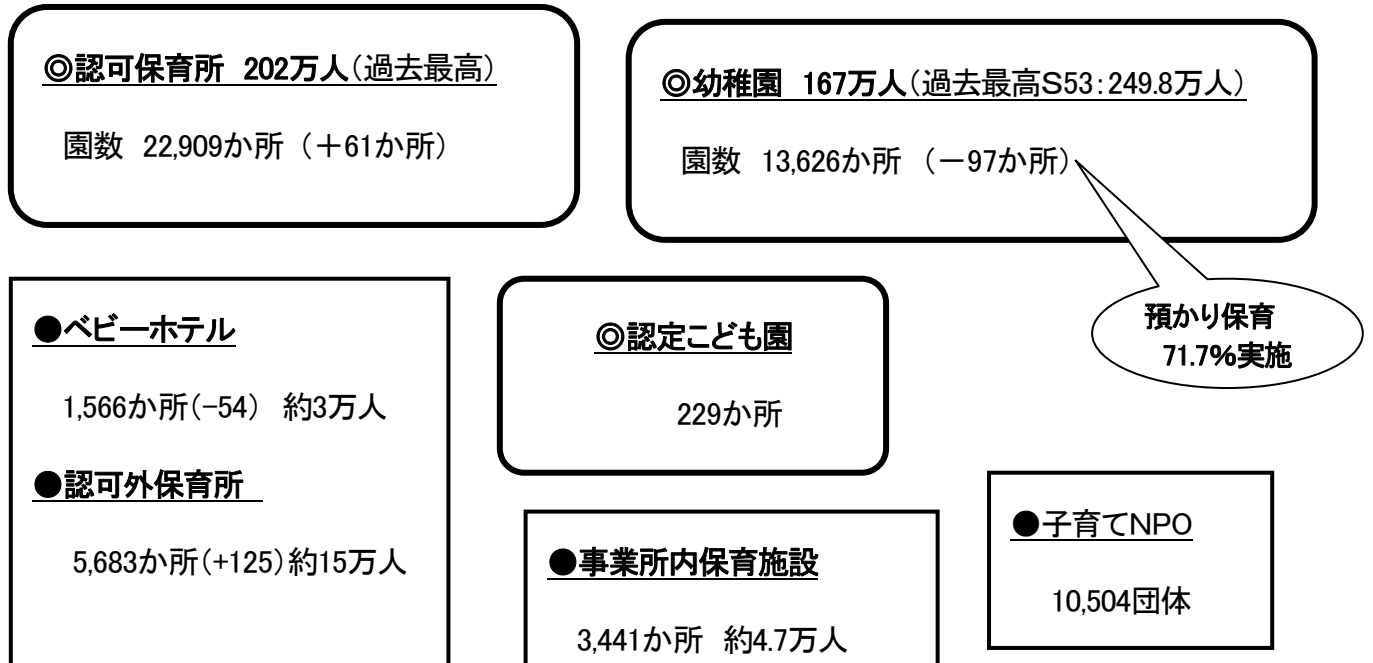
平成 18 年度	第 1 回	平成 18 年 10 月 3 日(火)	・ 保育・子ども家庭福祉をめぐる動向への対応について
	第 2 回	平成 18 年 11 月 7 日(火)	・ 保育・子ども家庭福祉をめぐる課題の整理について
	第 3 回	平成 18 年 12 月 21 日(木)	・ 保育・子ども家庭福祉をめぐる課題の整理について
	第 4 回	平成 19 年 2 月 1 日(木)	・ 保育・子ども家庭福祉をめぐる課題の検討について
	第 5 回	平成 19 年 3 月 16 日(金)	・ 保育・子ども家庭福祉をめぐる課題の検討について ・ 内閣府の少子化に関する意見募集について
平成 19 年度	第 1 回	平成 19 年 4 月 20 日(金)	・ 子どもの育ち・子育てに関する国・地方公共団体等の 責任と保育所の機能について
	第 2 回	平成 19 年 5 月 28 日(月)	・ 保育所の機能について ・ 子どもの育ち・子育てに関する国・地方公共団体等の 責任について
	第 3 回	平成 19 年 6 月 18 日(月)	・ これからの保育所の機能について
	第 4 回	平成 19 年 9 月 25 日(火)	・ これからの保育所の機能について
	第 5 回	平成 19 年 10 月 23 日(火)	・ これからの保育所の機能について ・ 幼児教育の無償化について ・ パートタイム労働法の改正に伴う保育所への影響・課 題について ・ 保育所保育指針の改定における「保育課程」について

保育所の現状、課題と方策

～全保協「全国の保育所実態調査」2008年5月より～

(認可保育所 11,605 か所より回答 (回収率 56.3%))

1. 保育所、幼稚園等の現況

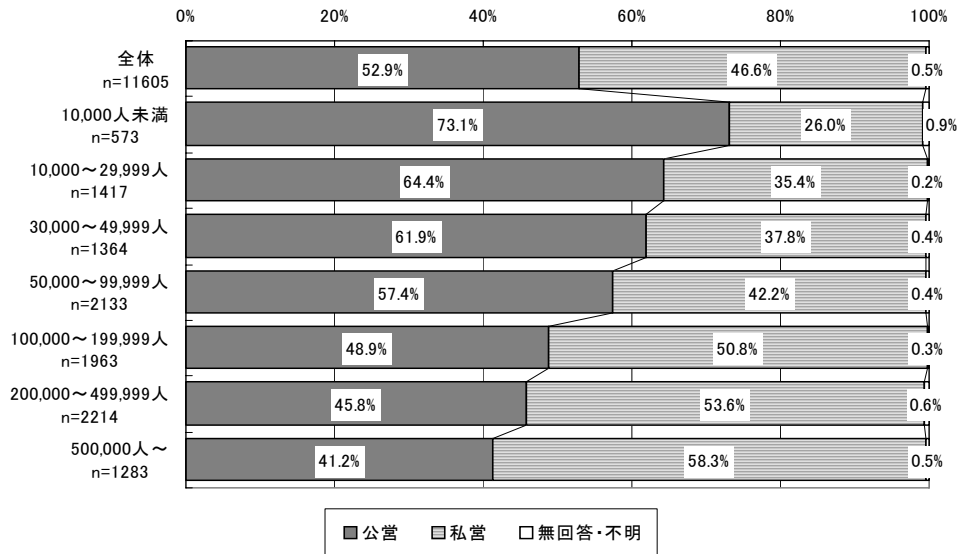


2. 保育所の現状と課題、今後の方向性

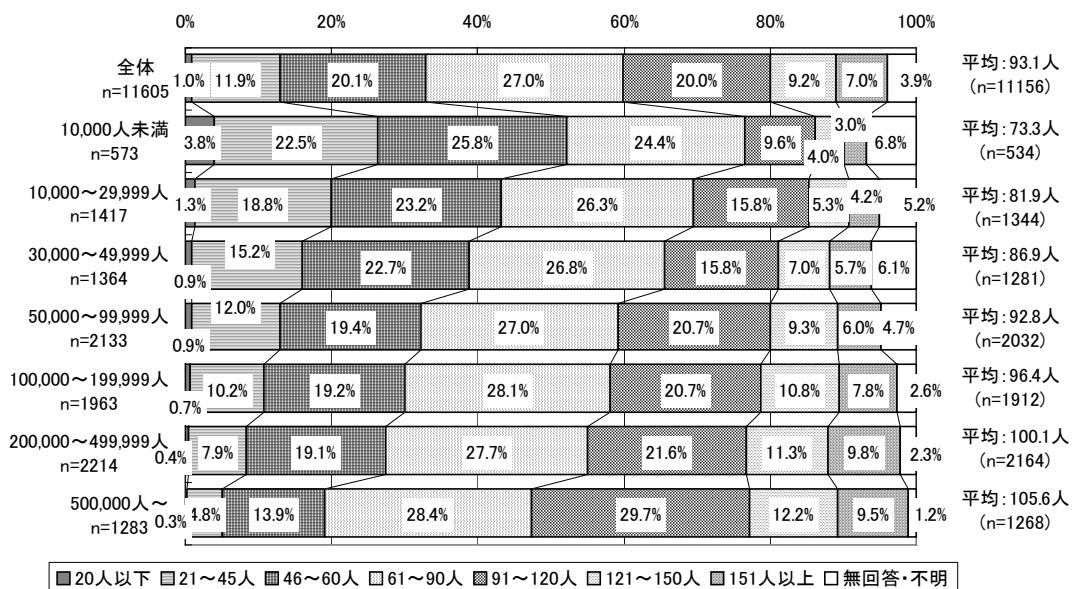
(1) 地域格差の進行：2極化する保育所の定員

- 人口規模の少ないところは定員の小規模な保育所が多く、人口の多い地域ほど大規模定員である。
- 運営主体も、人口規模の少ない地方部は公営保育所が多く、人口の多い地域は民営保育所が多い。
- ⇒ 地域格差が進む中で、待機児童の多い都市部だけではなく、過疎地域など地方部における地域の拠点としての保育所の維持に配慮した制度設計・アクセスの保障が必要である。
- ⇒ たとえば、地方部においては、保育所の分園化や小規模・多機能保育所の制度化と拠点化、保育士確保の対策に対する配慮、財政支援が必要。また同じく、都市部においても子どもの育ちに望ましい環境を整備していく視点から、保育所の分園化や小規模・多機能化が必要である。
- ⇒ 待機児童対策を優先して、定員の弾力化運用を行うことによる、保育環境の劣化(保育士等職員配置、保育の最低基準の確保・園庭等の条件)の防止・検証が不可欠である。
- ⇒ さらに、子どもの育ちに必要な観点から、認可外保育所や企業内保育所等の環境と運営(委託・運営形態、人員体制、財源・経営、情報開示等)の課題を検討・検証する必要がある。

図表1 人口規模別 運営主体：単数回答



図表2 人口規模別 定員総数：数値回答



(2) 低月齢の乳児の受入が増えている。

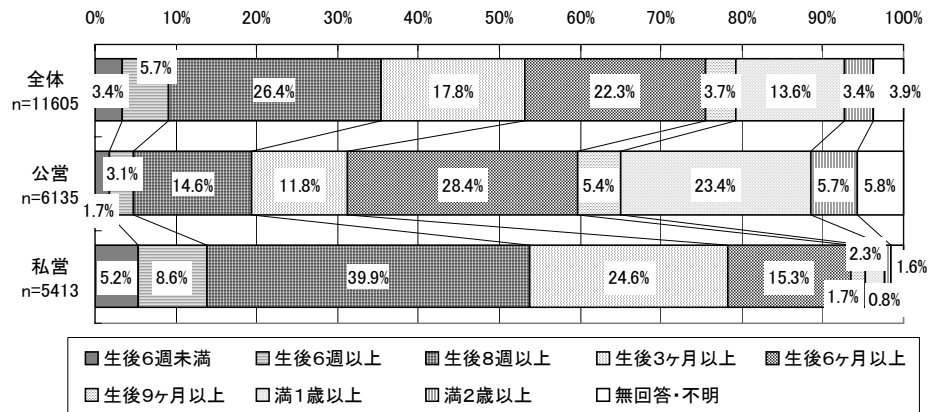
- 受け入れ開始年齢では、「生後6週以上」が26.4%で最も割合が高く、「生後6ヶ月以上」が22.3%、「生後3ヶ月以上」が17.8%。法での産後休暇明け「生後8週以上」への対応が26.4%と高い。
- 産休明け保育や低月齢の乳児に対する保育がすすめられている。

⇒ とくに月齢の低い乳児へのきめ細やかで安心・安全な保育（見守りとかかわり、リスクの回避）を提供するための環境整備、職員配置の改善が必要。

⇒ 同年齢でも発達・育ちに違いがある子どもの月齢・年齢に応じた職員配置が必要である（0歳児3：1、1・2歳児6：1、とくに2歳から3歳児の配置基準（20：1）の改善が必要である）。

⇒ 乳幼児の保育日程（生活の流れ）において、人員体制不足から十分な対応ができなく不安・危険と感じる場合があり、職員配置の拡充は不可欠である。

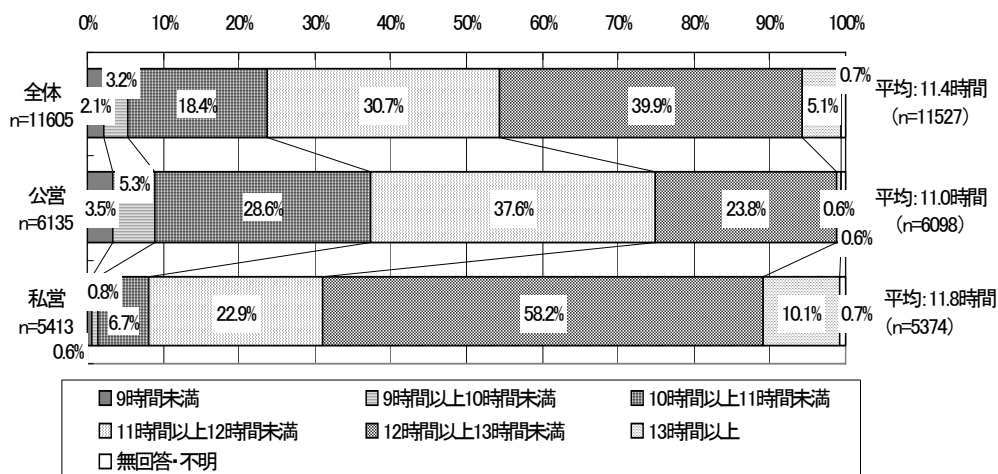
図表3 運営主体別 受け入れ年齢：単数回答



(3) 保育所の開所時間は長時間化：平均開所時間は11.4時間

- 8割以上の保育所が「7時台開所、18～19時台閉所」（平日の開所時間）であり、11時間を超えて長時間の保育実践をしている。
- ⇒ 保育士の法定労働時間は8時間。現場はシフトを細かく設定したり、朝夕等の超過時間帯に非常勤職員を配置してしのいでいる。交代等のため担当保育士等が保護者との面談・連携もままならない。
- ⇒ ただし、運営費は8時間の積算であり、現実との乖離がある。
- ⇒ 保育の実態・現場の問題にそった保育運営費、複数担当・交代制などを可能とする人員配置、労働条件の確保が急務である。そのためには、保育現場でのタイムスタディなどデータ化において、検証しつつ、具体化するべきである。
- ⇒ 保育時間の必要度（子どもと保護者の状況と課題：相反関係）を客観的に適切に判断する基準、地方自治体や保育所における相談・援助体制の整備が必要である。
- ⇒ 長時間勤務の保育実践のなか、記録等事務処理も増えており、保育士の負担がますます増えている。保育所保育指針の改定により、さらに書類作成が増えることを鑑みると、事務体制の強化を図ることが求められる。

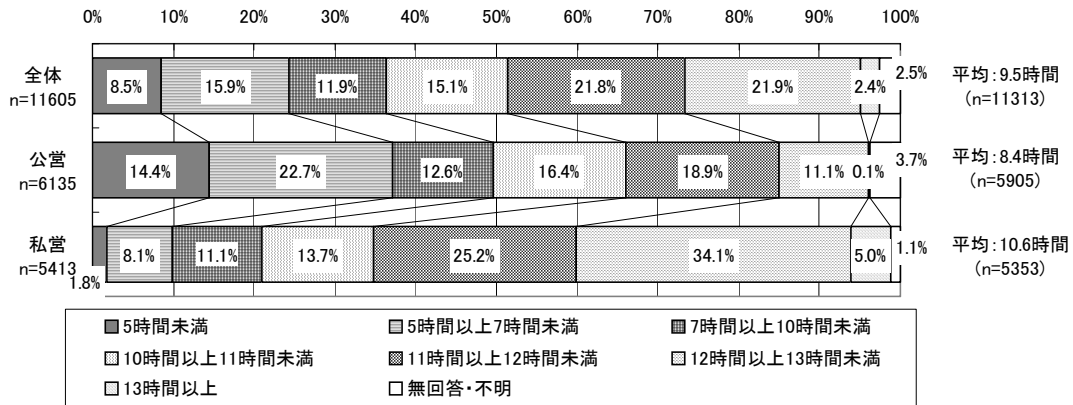
図表4 運営主体別 開所時間数（月曜日～金曜日）：数値回答



(4) 97.0%が土曜日に開所

- ⇒ 現行より土曜日、日曜日開所のニーズに対応するには、受入児童数及び平日の体制との関連において、その人員体制のあり方と整備を拡充させる必要がある。
- ⇒ 保護者が休日である時などに、子どもを保育所へ預ける際の条件・理由等が明確でないことによる課題も現実ではみられ、保育のあり方に関する標準的な運用基準が必要になってきている。

図表 5 運営主体別 開所時間数（土曜日）：数値回答



(5) 保育現場に配慮を必要とする子どもが増えている

- ⇒ 障害児支援の拡充が必要とされ、保育所の役割も重要視されている。配慮が必要な子どもの保育を行うための知識や技術を有した保育士等の配置、専門的な支援体制が必要である。
- ⇒ 障害児の受入について、障害の状態や課題等に応じて個別的な対応を行えるよう保育士等の配置、入所要件・運営費の見直し、一時預かり等の条件の見直しが必要である。
- ⇒ 子どもの育ちの保障という視点から、障害のある子どもの保護者が就労していなくても、その養育や課題に応じて保育所、子育て支援センター等の利用を可能とするための基準・条件を整理すべきである。
- ⇒ 公的な医療機関等の相談・支援体制のもとに、障害児の保育、保護者に対する相談支援が行えるよう地域での専門的な協働体制を整備する必要がある。

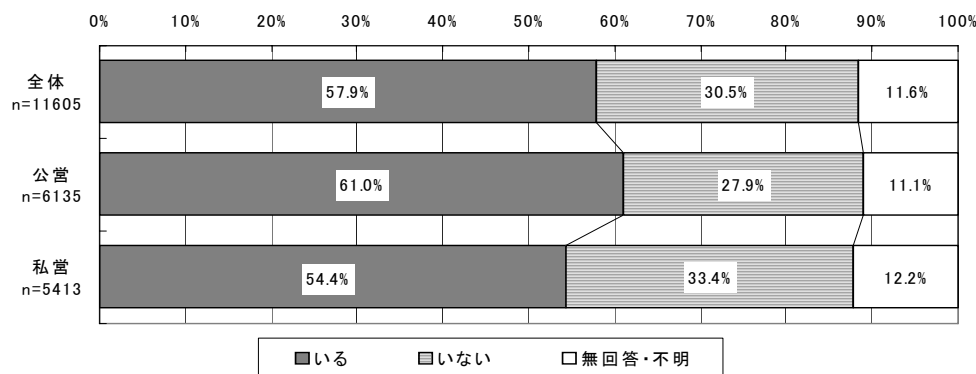
図表 6 障害児保育の対象児童がいる施設：数値回答 n=11605

	か所数	割合
障害者手帳を持つ子どもがいる施設	4,875 施設	42.0%
判定を受けていないが、施設が必要と判断した子どもがいる施設	4,163 施設	35.8%
対象とまでは言えないが、判断が難しい子どもがいる施設	2,897 施設	24.9%

(6) 生活面、精神面等で支援を必要とする家庭（保護者）があると回答した保育所は6割

- 保育所における家族支援（ファミリーソーシャルワーク）機能が求められてきている。
 - ⇒ 保護者支援等の専門職を含めた職員配置が必要である。
 - ⇒ 保育にかぎらず保護者がかかえる重層的で困難な問題にあつては、市町村の担当課などとともに経過的に適切な対応が求められるため、行政の関与は不可欠である。

図表7 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無：単数回答



(7) 多様な保育・子育てニーズへの対応が求められている

- ⇒ 保育所の一時預かり、子育て支援センター等、機能の基盤拡充をはかる必要があり、とくに経験のある保育士等の配置が必要である。
- ⇒ 一時預かり、特別保育事業等においては、子どもや家庭の状態等の情報のないまま、受入れることに関するリスクがあり、受入れのためのアセスメントを十分に行える制度設計、運営体制をはかるべきである。
- ⇒ 医療機関、保健所、児童相談所、市町村行政、幼稚園・学校、主任児童委員等の連携における情報の共有化、情報発信を重層的に行う必要があり、地域の子育てを支えるための実効あるネットワークづくりをはかるべきである。

図表8 あつたらよい子育て支援（在宅子育て家庭）

● 親子で気軽に遊びに行ける場	76.2%
● 自分で安全に遊べる外遊びの場	64.9%
● 子どもが同年代の友だちを作れる場	49.6%
● 理由を問わず子どもを一時的に預かってくれる場所	38.0%
● 同年代の子どもの親と知り合える場所	35.6%
● 気軽に相談できる場	27.8%
● 再就職のためサポートしてくれる場	24.6%
● 本の貸し出し・映画の上映	20.3%
● パパの子育て参加を啓発する講座や集い	19.3%
● 病気の後などに子どもを預かってくれる場所	19.2%

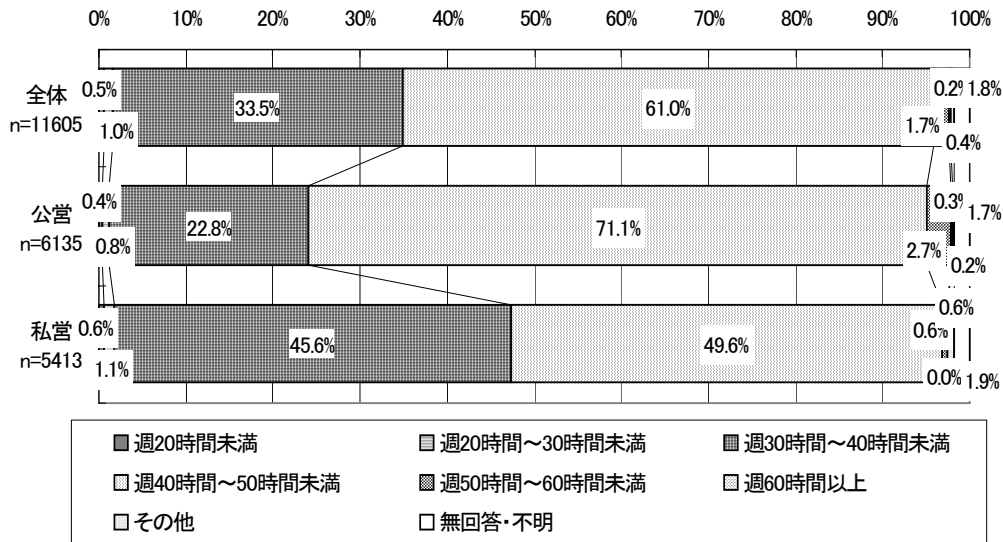
（「保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業」子育て家庭2,567件、全国社会福祉協議会2008.3）

(8) 保育士の実働時間は、週40時間～50時間未満が全体の61.0%を占めている

- 保育所の長時間開所に関して、保育士の実働時間は長くなっている。
- 特に公立保育所は運営費等の一般財源化の影響を受け、保育士が削減させられる傾向にあり、保育士一人あたりの労働時間は延びている。

⇒ **保育士のワークライフ・バランスへの配慮、継続雇用のための条件整備、超過勤務への手当等の是正も必要である。**

図表9 運営主体別 正規職員の実働時間：単数回答

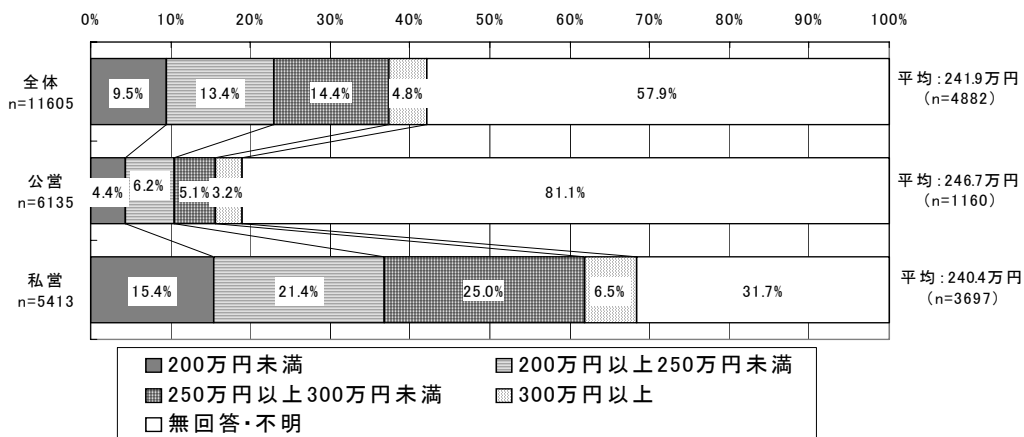


(9) 初任保育士の賃金は平均241.9万円

- 初任保育士の賃金は平均241.9万円であり、調査では賃金に社会保険料、所得税等の控除対象金額および賞与を含めていることから、手取り月額額は14万円程度と推定。

⇒ **長時間開所、月齢の低い乳児保育、保護者への支援の役割が増える中、保育士の雇用条件の改善が求められる。**

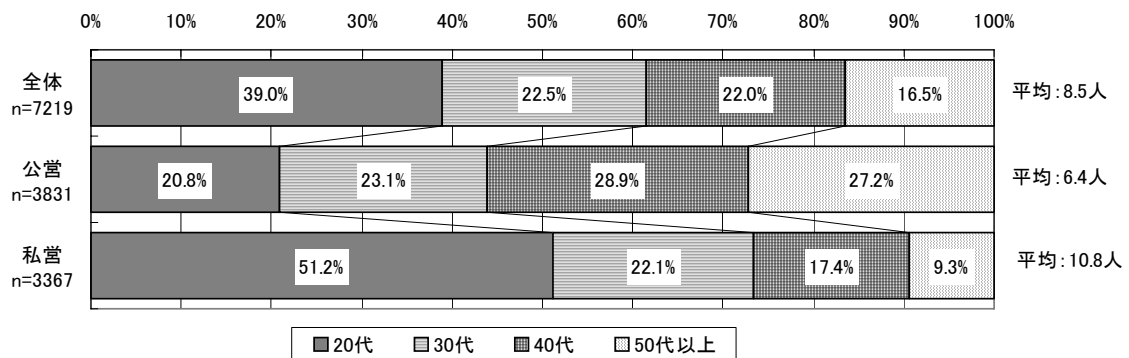
図表10 運営主体別 初任保育士の賃金：数値回答



(10) 正規保育士の61.5%が20~30代

- 正規保育士の年齢別の配置割合をみると、全体では、「20代」が39.0%、「30代」が22.5%、「40代」が22.0%を占めている。
- 保育のノウハウや専門性、文化の伝承を考えると、「幅広い年齢層の保育士」がいることが望ましい。
 - ⇒ 保育士の雇用については、給与等も含めた労働条件が大きく影響している。
 - ⇒ 保育の専門性・実践のノウハウの継承に鑑み、継続雇用ができるよう処遇改善を図っていくことが、重要な課題である。
 - ⇒ さらに保育士の再雇用の際に、過去の経験年数加算を十分に配慮できる労働条件をはかるべきである。

図表 11 運営主体別 正規保育士の年齢別の配置状況：単数回答



(11) 増える非正規保育士

- 全保育士に占める非正規保育士の割合は、全体で「20%以上 40%未満」が22.9%、「40%以上 60%未満」が28.8%、「60%以上 70%未満」が10.0%となっている。「70%以上」の保育所も4.9%あった。
- 運営主体別の比較では、「公営」に非正規割合が高い傾向にあり、「70%以上」を非正規保育士が占めている保育所が6.3%、「60%以上 70%未満」の保育所が13.5%と高い。これは公立保育所運営費の一般財源化が影響しており、公立保育所の保育士の非正規化が進んでいる状況を見ることができる。
 - ⇒ 保育の質の維持・向上に鑑み、保育士の非正規化が進む現状への対応が求められる。とくに、公立保育所において進んでいる非正規職員の急増等の状況を改善する必要がある。
 - ⇒ 非正規職員において、正規雇用へ雇いあげができる労働条件を整備する必要がある。

図表 12 運営主体別 保育士の非正規割合：数値回答

